

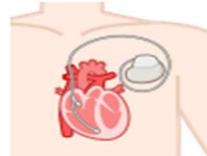
副葬品の自粛にご協力下さい

いなんせ斎苑では、火葬炉の適正な燃焼又は収骨に影響を及ぼす物品として下表に示すものを南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑条例施行規則第7条において**禁止**しております。

万一火葬に付されますと、火葬時間が長くなったり周辺環境へ影響を及ぼすほか、破裂してご遺体を損傷させたり、融解してお骨に付着して収骨に手間取るなど火葬に支障をきたします。

副葬品の自粛にご協力下さい。

火葬に付してはいけない副葬品等（例）

制限品目	考えられる障害
<p>ガラス製品 貴金属製品</p> <p>（例）ビン類、めがね、杖、時計、宝石、金、プラチナなど</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炉内での爆発（密閉の場合） ・ 焼骨、台車への焼付け ・ 貴金属の焼失に伴う融解の発生
<p>燃えにくいもの 燃えないもの</p> <p>（例）ドライアイス、果物、本、着物、背広等の衣類、陶磁器類、仏像、多量のお土産など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬時間の延長 ・ 酸素不足による不完全燃焼 ・ ダイオキシン類の発生
<p>プラスチック製品 化学繊維製品</p> <p>（例）人形、おもちゃ、ボールぬいぐるみ、化粧品、CDなど</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダイオキシン類の発生 ・ 不完全燃焼 ・ 火葬時間の延長 ・ 焼骨の損傷
<p>危険物</p> <p>（例）ペースメーカー及び体外医療器具、ライター、スプレー缶、電池など</p> 	<p>※炉内での爆発</p> <p>※【お願い】</p> <p>ペースメーカー及び体外医療器具は、取り除いていただくか、火葬前にお知らせください。</p> 

※レンファーレ（生花）は燃骨が赤く染まる恐れがありますので収納はできるだけお控えください。